

発議案第 2 2 号

国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法改正案の撤回を
求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1
項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 1 8 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
	同	堀 口 明 子
	同	三 田 登
	同	高 山 敏 朗

提案理由

国に対し、国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法改正案の撤回を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法改正案の
撤回を求める意見書

今国会において、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国に地方公共団体への広範な「指示権」を与え、地方公共団体を国に従属させる仕組みを作るための地方自治法改正案が審議されている。

しかしながら、国の地方公共団体に対する補充的な指示については、全国知事会会長から「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との指摘や懸念が表明されていたところである。

今回の改正案は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、閣議決定で国民の生命、財産を守るために「必要がある」とすれば、地方公共団体に指示を出し、義務を課せるようにするものである。

問題となるのは、災害や感染症を例示してはいるものの、「その他」、「これらに類する」など、「事態」の範囲が極めて曖昧なことである。また、「発生するおそれがある」などの判断は全て政府に委ねられ、国会にも諮らず、恣意的な運用が可能なことである。

政府は今、沖縄県民の民意や地方自治を無視し、法を悪用して名護市辺野古への米軍新基地建設を強行している。こうした強権的なやり方を、国の指示権の強化によって全国に広げることは許されない。

よって、本市議会は国に対し、国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法改正案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様